

堺市個人情報取扱事務の委託等に関する基準

1 趣旨

この基準は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下、「法」という。）第66条第2項の規定に基づき、堺市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第29号）第2条第2項に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）が個人情報の取扱いを伴う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の委託を行う場合に講じなければならない個人情報の保護に関する措置について、必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる委託契約

この基準の対象となる委託契約は、契約の名称中に「委託」の文言があるか否かにかかわらず、実施機関が個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託して行わせるもので、施行日以降を契約期間に含む契約のすべてとし、公法上の契約であると私法上の契約であるとを問わないものとする。

3 委託に当たっての留意事項

個人情報取扱事務を委託しようとするときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 入札の方法により契約を締結する場合は入札前に、随意契約の方法により契約を締結する場合は見積書を徴する前に、当該契約の内容に、法及び個人情報取扱特記事項（別記様式。以下「特記事項」という。）を遵守する旨が含まれていることを相手方に周知すること。
- (2) 委託先の選定に当たっては、特記事項を遵守できる相手方を選定するため、個人情報の保護体制等について必要な調査を行うこと。
- (3) 個人情報取扱事務を処理させるために委託先に提供する保有個人情報は、本件業務を処理するために必要最小限のものとする。
- (4) 委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、原則として実地検査により確認すること。実地検査を行うことができない場合には、報告書の提出を求めること。
- (5) 委託する業務に係る保有個人情報の取扱いを派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記すること。
- (6) 保有個人情報を委託先に提供する場合には、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずること。

4 契約締結に当たっての措置

個人情報取扱事務の委託契約の締結に当たっては、当該契約に係る契約書、請書、確認書、覚書その他これらに類する書類（以下「契約書等」という。）に、受注者の個人情報の取扱いについて法を遵守すべきことを明記するものとする。併せて、特記事項を遵守する旨の条項とし、必ず特記事項を別記として添付する。ただし、契約書等において特記事項に掲げる内容を直接記載する場合は、この限りでない。

なお、契約書等の書面を作成しない契約の場合についても、特記事項を受注者に交付するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。

（堺市個人情報取扱事務の委託に関する基準の廃止）

- 2 堺市個人情報取扱事務の委託に関する基準（平成15年制定）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年12月16日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年6月1日から施行する。